

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の16



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱（※）（経営金融課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第414号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正)

第1条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 創業支援資金（新規に中小企業者又は組合として商工会議所若しくは商工会又は鹿児島県中小企業団体中央会（以下「商工団体」という。）の推薦を受けて事業を開始するために必要とする資金をいう。）

第4条の見出しを「（融資の対象者及び条件等）」に改め、同条第1項第1号を次のように改める。

(1) 県内に事業所を有する中小企業者又は組合で、原則として現に営む事業を1年以上（前条第1号及び第2号に掲げる資金にあつては、6月以上）継続して営んでいるもの（同条第6号に掲げる資金にあつては、現に事業を営んでいるもの）であること。ただし、同条第4号に掲げる資金にあつては新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人（県内に居住している者に限る。以下この号において同じ。）及び会社（開業して6月未満の個人及び会社を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第6号の企業組合として県内で事業を開始しようとする者（開業して6月未満の企業組合を含む。）であること、同条第14号に掲げる資金にあつては現に営む事業を1年以上継続して営んでいる者で、県内に事業所を有するもの又は県内で同事業を営もうとするものであることをもつて足りる。

第4条第2項中「前条第4号イ及び第5号ア」を「前条第5号ア」に改める。

第6条の表創業支援資金の項を次のように改める。

創業支援資金	開業計画書（別記第4号様式）及びその添付書類 創業支援資金融資推薦依頼書（別記第5号様式）及びその添付書類
--------	--

第6条の表新事業チャレンジ資金の項中「別記第9号様式」を「別記第6号様式」に、「別記第10号様式」を「別記第7号様式」に改め、同表地球温暖化対策資金の項中「別記第11号様式」を「別記第8号様式」に改め、同表かごしま産業おこし資金の項及び観光かごしまよかこ資金の項を削り、同表緊急経営対策資金の項中「別記第12号様式」を「別記第9号様式」に、「別記第13号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第 7 条第 1 項中「別記第14号様式」を「別記第11号様式」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 創業支援資金融資推薦書（別記第12号様式。別表第 1 創業支援資金に係るものに限る。）

第 7 条第 1 項第 3 号中「別記第13号様式」を「別記第10号様式」に改める。

別表第 1 中小企業振興資金の項、小規模企業活力応援資金の項及び特別小口資金の項中「熊本ファミリー銀行」を「熊本銀行」に改め、同表創業支援資金の項を次のように改める。

創業支援資金	新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人（県内に居住しているものに限る。以下この項において同じ。）及び会社（開業して 6 月未満の個人及び会社を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 6 号の企業組合として県内で事業を開始しようとする者（開業して 6 月未満の企業組合を含む。）で次の要件のいずれにも該当するもの (1) 適切で確実な事業計画及び経営能力を有する者 (2) 本件融資を受けて開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者 (3) 事業開始に必要なとする額の 25%以上の自己資金を有する者	同上	運転資金に あつては、 1,000 万円 設備資 金に あつては、 2,000 万円	運転 7 年以内 （24 月以 内の据置 きを含 む。） 設備 10 年以内 （36 月以 内の据置 きを含 む。）	融資期間が 1 年以内の 融 資 年 1.9%以内 融資期間が 1 年を超え て 3 年以内 の融 資 年 2.0%以内 融資期間が 3 年を超え て 5 年以内 の融 資 年 2.1%以内 融資期間が 5 年を超え て 7 年以内 の融 資 年 2.3%以内 融資期間が 7 年を超え て 10 年以内 の融 資 年 2.7%以内	月賦均 等割	保証機 関の定 めると ころに よる。	保証機 関の定 めると ころに よる。	別表第 2 に定 める率	中小企 業者に あつて は、各 商工会 議所又 は各商 工会 企業組 合にあ つては、 鹿 児島県 中小企 業団体 中央会	同上	鹿児島銀行、 南日本銀行、 福岡銀行鹿 児島支店、 肥後銀行鹿 児島支店、 宮崎銀行 （県内営 業店に限 る。）、西 日本シティ 銀行鹿児島 支店、熊本 銀行（県内 営業店に限 る。）、宮 崎太陽銀行 （県内営 業店に限 る。）、各 信用金庫、 各信用組合、 商工組合中 央金庫鹿児 島支店
--------	--	----	--	---	---	-----------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------	--	----	---

別表第 1 新事業チャレンジ資金の項中「かごしま産業支援センター」を「公益財団法人か

ごしま産業支援センター（以下「かごしま産業支援センター」という。）」に改め、同表地球温暖化対策資金の項中「財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター」を「一般財団法人持続性推進機構」に改め、同表緊急災害対策資金の項中「第2条の自然災害」を「第2条第1号に規定する自然災害」に、「同条の自然災害」を「同号に規定する自然災害」に改め、同表セーフティネット対応資金の項中「中小企業者及び組合で」を削り、同表東日本大震災緊急対策資金の項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同表備考(1)を次のように改める。

- (1) 財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年2月1日に中小企業の会計に関する検討会が公表した中小企業の会計に関する基本要領をいう。）の適用状況を確認できる中小企業者（個人を除く。）この表の資金（小規模企業活力応援資金、特別小口資金、新事業チャレンジ資金経営革新型(2)、緊急災害対策資金(1)、緊急経営対策資金(4)、セーフティネット対応資金、東日本大震災緊急対策資金を除く。）について定める保証料率より0.1パーセント引き下げた率

別表第2 中小企業振興資金の項及び小規模企業活力応援資金の項中「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に改め、同表創業支援資金（新事業創出型を除く。）の項中「（新事業創出型を除く。）」を削り、同表創業支援資金（新事業創出型に限る。）の項を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 6 条関係)

開 業 計 画 書

年 月 日

申込者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

1 申込者の概要

開業する業種			開業(予定)時期	年 月 日	
事業所所在地					
開業の目的・動機					
過去の事業経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営したことはない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあり、現在もその事業を継続している。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあるが、既にその事業をやめている。 [やめた時期: 年 月]				
開業する事業の経験(勤務先, 勤務年数など開業に至るまでの経歴)	年 月	略 歴 ・ 沿 革			
許認可・資格	取得済・申請中	名 称	番 号	取 得 年 月 日	
				年 月 日	
現在の借入状況 (事業資金を除く。) ※ 法人の場合は、 代表者について記入してください。	借 入 先	使 途		借 入 残 高	年間返済額
		住宅・車・カード・その他		万円	万円
		住宅・車・カード・その他		万円	万円
		住宅・車・カード・その他		万円	万円
		住宅・車・カード・その他		万円	万円

2 従業員の状況

従 業 員 (計 画)	常 時	臨 時	家 族 ・ 役 員	合 計
	人	人	人	人
人件費の支払	日締め, 日支払 (ボーナスの支給月: 月, 月)			

3 取扱商品・取引条件等

取扱商品・サービスの具体的内容	①	(売上割合 %)		
	②	(売上割合 %)		
	③	(売上割合 %)		
	④	(売上割合 %)		
セールスポイント				
	取引先名（所在地等）	取引割合	掛取引の割合	回収・支払条件
販売先		%	%	日締め, 日回収
		%	%	日締め, 日回収
		%	%	日締め, 日回収
仕入先		%	%	日締め, 日回収
		%	%	日締め, 日回収
		%	%	日締め, 日回収
外注先		%	%	日締め, 日回収
		%	%	日締め, 日回収
		%	%	日締め, 日回収

4 必要資金と調達方法

必要とする資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗・工場・機械・備品など（内訳）	万円	自己資金 A	万円
			親, 兄弟, 知人等からの借入（内訳・返済方法）	万円
			県創業支援資金	万円
	金融機関からの借入（内訳・返済方法）	万円		
運転資金	商品仕入, 諸経費支払等（内訳）	万円		
合 計 B		万円	合 計 B	万円
自己資金確認欄 $A/B \times 100$			$\% \geq 25\%$	

5 事業の見通し（月平均）

		開業当初	軌道に乗った後 (年 月頃)	売上高, 売上原価 (仕入高) (経費の計算根拠を記入)
売上高	A	万円	万円	
売上原価 (仕入高)	B	万円	万円	
経費	人件費	万円	万円	
	地代家賃	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	合計	C	万円	
利益	A - B - C	万円	万円	

注1 個人事業者（事業を行う個人をいう。）の場合，人件費については，事業主分を除いてください。

2 他に参考となる資料がある場合は，添付してください。

第 5 号様式 (第 6 条関係)

創業支援資金融資推薦依頼書

年 月 日

(商工団体の長) 殿

申込者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 ()

鹿児島県中小企業制度資金「創業支援資金」を利用したいので、推薦をお願いします。

記

1 申込金額

2 融資希望日

3 事業の将来性

4 地域経済への貢献 (雇用・経済活性化等)

5 開業のためのセミナー・研修等の受講状況

6 添付書類

- (1) 開業計画書
- (2) その他推薦者が必要とする書類

別記第 6 号様式から別記第 8 号様式までを削る。

別記第 9 号様式中「常勤従業員」を「常時従業員」に、「臨時」を「臨時従業員」に、「事業多角化の業種を行う」を「事業多角化先の業種を選定した」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 10 号様式中「次のいずれかの」を「該当する」に改め、「囲んで」の次に「、必要な事項を記入して」を加え、

「2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、承認を受けた経営革新計画に基づいて事業展開を行う。を
(認定年月日： 年 月 日)」

「2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定により承認を受けた経営革新計画に基づいて事業展開を行う。に、
(承認年月日： 年 月 日)」

「証明書又は」を「証明書の写し又は」に改め、「技術移転を受けたことの証明書」の次に「の写し」を加え、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 11 号様式を別記第 8 号様式とし、別記第 12 号様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 13 号様式中「申告者

住 所

氏 名

印 を

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

」

「申告者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

に改め、同様式を別記第 10 号様式とする。

」

別記第 14 号様式中「あつせん協議会」を「融資あつせん協議会」に改め、同様式を別記第 11 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第12号様式 (第7条関係)

創業支援資金融資推薦書

年 月 日

〔取扱金融機関の長〕
〔保証機関の長〕 殿

推薦者 名称
代表者 印
(担当者) 印

下記の者は、鹿児島県中小企業制度資金「創業支援資金」の融資対象者として適当と認められましたので、推薦します。

記

1 申込者の状況

申込者氏名			商号又は法人名		
申込金額			融資希望日		
資金使途 (内訳)	区分	内 容	金 額	商工団体査定額	自己資金額
	設備資金				
	運転資金				

[自己資金の比率： % \geq 25%]

自己資金確認方法 [預金通帳・金融機関の預金残高証明書・その他 ()]

2 指導内容

実地指導			
指 導 項 目	指 導 結 果	判定 (良・可・不可)	

※ 経営指導歴等があれば、記入してください。

団体会員歴	年 月～	年 月	経営指導歴	年 月～	年 月
-------	------	-----	-------	------	-----

3 経営者の状況

項 目	評 価	所 見
経営に対する熱意	A・B・C・D・E	
経営の計画性	A・B・C・D・E	
経営手腕	A・B・C・D・E	
経営者の計数観念	A・B・C・D・E	
信 頼 性	A・B・C・D・E	
世 評	A・B・C・D・E	
金融取引状況	A・B・C・D・E	

注 (A : 良, B : やや良, C : 普通, D : やや不良, E : 不良)

4 事業所の状況

項 目	評 価	所 見
立 地 条 件	A・B・C・D・E	
設 備 の 状 況	A・B・C・D・E	
稼 働 状 況	A・B・C・D・E	

注 (A : 良, B : やや良, C : 普通, D : やや不良, E : 不良)

5 今後の経営指導に関する意向

- (1) 被推薦者は、今後も経営指導を受け続ける意思があるか。 有・無
- (2) 推薦団体は、今後も積極的に経営指導を続けるか。 有・無

6 商工団体の推薦意見 (融資の妥当性, 効果を含めて記入してください。)

注) 推薦依頼書の写しのほか, 推薦依頼書の一連の添付資料及び資金繰り表 (開業後 1 年間分) を添付してください。

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第 2 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱 (平成22年鹿児島県告示第 376号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成25年 3 月 31 日」を「平成26年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱 (以下「改正後の要綱」という。) の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が平成25年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に第 1 条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。